

新町の名称について

1. 名称選定の根拠

地方自治法第3条第3項により、地方公共団体の名称を変更しようとするときは、条例でこれを定めることとなっている。

合併により、浜坂町、温泉町を廃し、その区域をもって新しい町が設置されるため、各町の名称は消滅する。

そのため、合併後の新町の名称を合併までに決定しておく必要がある。

2. 選定基準

地域が地理的にイメージできる名称

地域の特徴を表す名称

地域の歴史文化にちなんだ名称

合併を記念した名称

その他新町としてふさわしい名称

3. 検討課題

(1) 選定方法について

A案：合併協議会委員の提案により、合併協議会で決定する。

B案：一般公募により意見を募り、合併協議会で決定する。

C案：専門家等の提案により、合併協議会で決定する。

D案：その他の方法により、合併協議会で決定する。

(2) 現行町名の取扱いについて

A案：現行町名は可とする。

B案：現行町名は不可とする。

【参考法令】

<地方自治法(抄)> 抜粋

(名称)

第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

3 道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

参考資料 1

新町の名称の取扱いに関する留意事項（自治省見解）

1. すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

同じ表記で読み方が異なる場合は不可。

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし）
静岡県清水市（しみずし） 清水市（きよみずし）

異なる表記で読み方が同じ場合は可。

【例】宮城県仙台市（せんだいし） せんだい市
埼玉県日高市（ひだかし） ひだか市

同一又は類似の「町村」が存在する場合は可。

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 瑞穂市（みずほし）
奈良県明日香村（あすかむら） 明日香市（あすかし）

* 全国的にみて、現在も同様の事例がある。

2. 通常読み方と異なる読み方をする場合

新町名を告示する場合に読み仮名をふれば可。

【例】永遠市（えいえんし） （とわし）
宇宙市（うちゅうし） （そらし）

3. 略字等を使用する場合

「ヶ」の使用は可。

【例】青ヶ島村など

「々」の使用は可。

【例】小佐々町など

4. 名称として使用できない字句

算用数字 数字については日本語かどうか解釈できないことから適当ではない。

外国語 ただし、外国語をカタカナ、ひらがなで表記する場合、理由が明確であれば可。

* 市町村の名称にはなるべく当用漢字を用いることが適当である旨の回答例がある。

5. その他名称としてふさわしくないもの

公序良俗に反する名称

長すぎる名称

現在使用していない漢字を使用した名称

名称候補選定方法等にかかる先進事例

区分	篠山市 (兵庫県)	北但合併協議会 (兵庫県)	養父郡合併協議会 (兵庫県)	朝来郡合併協議会 (兵庫県)
公募の有無				
公募範囲	合併関係町住民	居住条件は特に制限なし	合併関係住民を中心に全国	特に制限を設けない
公募方法	はがき	官製ハガキ、FAX、eメール、専用応募ハガキ、ホームページ、封書	応募はがき、官製はがき、封書、FAX、Eメール、ホームページ	官製はがき、封書、電子メール、FAX、専用応募ハガキ
周知方法	協議会だより	協議会だより、協議会ホームページ、各市町ホームページ、広報、チラシ、防災行政無線、行政有線放送、FMジャングル	協議会だより、町広報、ホームページ、CATV など	協議会ホームページ、各町ホームページ、協議会だより、各町広報誌、ケーブルテレビ、オフトーク、防災無線等
公募期間	1ヶ月	1ヶ月半	1ヶ月程度	1ヶ月程度
記載内容	新市の名称、名称の理由、住所、氏名	新市の名称、名前の意味又は理由(省略可)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、電話番号	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称(ふりがな)、名称の意味又は理由、住所、氏名、年齢、性別、電話番号
応募条件	「篠山」を入れた名称とする。	1人1点	応募用紙等1枚につき、1点とする。同一名称への応募は一人一点限り有効とする。	一人1点とする
選定方法	応募のあった63作品について小委員会での協議後、町長会で「篠山町」とすることで調整し、合併協議会で決定。	小委員会で5候補まで絞り込む。第1次、第2次で5候補選定後、協議会で決定。	小委員会で5候補程度を選定し、合併協議会で決定。	小委員会で5～10候補選定し、協議会で決定。
選定基準	・篠山の名称は、郡を代表する名前として定着し、郡共有の財産である。 ・篠山の名称は、歴史と伝統を備えた名称である。 ・篠山の名称は、全国的に知れ渡った名称である。 ・住民からのアイデア募集でも篠山の名称が約半数を占め、住民の中からも篠山がふさわしいとの意向が高かった。	・漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名前とし、全国の市名にない名称で次のいずれかに該当する名称 ・地域が地理的にイメージできる名称 ・地域の特徴を表す名称 ・地域の歴史文化にちなんだ名称 ・合併を記念した名称	・漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名称 ・読み書きが容易な名称 ・地域を地理的にイメージできる名称 ・地域の特徴を表した名称 ・住民の理想や願いにちなんだ名称 ・地域の歴史文化にちなんだ名称 ・住民等の理想、願いにちなんだ名称 ・その他新市にふさわしい名称 ・同一名称についての応募数には参考にとどめる	・漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前、次のいずれかの条件の1つ以上に該当する名前 ・地域が地理的にイメージできる名称 ・歴史、文化、特徴等を表す名称 ・対外的にアピールできる名称 ・知名度が向上できる名称 ・住民の理想や願いにちなんだ名称 ・新しい都市を建設していくことにふさわしい名称
懸賞			名付け親大賞 1名 ・名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定。 5万円分商品券等	名付け親大賞 1名 ・名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名決定。 10万円分商品券
			名付け親賞 10名 ・新市の名称として決定された作品の応募者のうち名付け親大賞以外者の中から抽選で最高10名を決定。 1万円分商品券等	名付け親賞 5名 ・名称として選ばれた作品の応募者が複数であった場合に、大賞の抽選から漏れた者の中から抽選により決定。 1万円分商品券
特記事項	小委員会での協議では意見の一致をみるに至らず、町長会で調整し、その結果をもって合併協議会で承認された。	・応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて本人に確認をして、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。 ・作品ごとの応募数は、選定の際の決定条件とせず、参考にとどめる。		・応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。
新名称	篠山市	未定	養父市	未定